

第6期亀岡市障がい者基本計画(案)の追記・修正ポイント

1 計画の基本的な考え方（1）基本理念

③ 「障がいのある人が選べる暮らし、生きがいを持って働く、それぞれに適したサービスの提供体制の整備」への変更（P 81）

◆ 「施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」からの変更

※ 施設入所、地域移行いずれの場合においても、障がいのある人が最も望む生活スタイル（就労スタイル）を選択できるよう支援を行う旨を明記。

2 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行（P 86）

■第6期計画の目標設定

	項目	数値	考え方
第6期計画	令和元年度末時点の施設入所者（B）	83人	
	【目標】地域生活移行者数	増やす	(B)のうち、令和5年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	【目標】令和5年度末時点の施設入所者数	減らす	(B)の時点から、令和5年度末時点における施設入所者の削減目標値

※施設入所を必要とする人のニーズも踏まえ、目標数値を設定せず、ニーズに応じた移行支援を行うため上記の表記に変更。

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（P 87）

①保健・医療・福祉関係者等による協議の場の整備

その他活動指標

	項目	目標
第6期計画	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の開催回数	2～3回/年
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場への参加人数	各1人以上
	保健・医療・福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回/年

※国、府から示された新たな指針に基づき追加

②退院後一年以内の地域における平均生活日数（新規）（P 88）

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○退院後一年以内の地域における平均生活日数：316 日以上
亀岡市の方針	○精神障がいのある人のニーズに応じて地域における生活支援を行っているが、対象者の把握が難しいため目標値は設定せず、今後も京都府との連携により地域における生活支援に努める。

※国、府から示された新たな指針に基づき追加

③精神病床における一年以上長期入院患者数（継続）（P 88）

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○精神病床における一年以上長期入院患者数：10.6 万人～12.3 万人
亀岡市の方針	○精神科病院への長期入院患者数、期間等については、対象者の把握が難しいため目標値は設定しないが、京都府との連携のもと地域生活への移行促進に努める。

④精神病床における早期退院率（継続）（P 88）

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○入院中の精神障がい者の退院に関する目標値として次の①～③を基本に設定 ①令和5年度における入院後3か月時点の退院率：69% ②令和5年度における入院後6か月時点の退院率：86% ③令和5年度における入院後1年時点の退院率：92%
亀岡市の方針	○精神科病院への入院者については、対象者の把握が難しいため目標値は設定しないが、今後も京都府との連携により円滑な地域生活への移行支援に努める。

※③、④共に円滑な地域移行支援に努める旨を明記

（3）地域生活支援拠点等における機能の充実（継続・新規）（P 89）

■第6期計画の目標設定

	項目	目標
第6期計画	南丹圏域 2 市 1 町（亀岡市、南丹市、京丹波町）で地域生活支援拠点を整備	1箇所以上
	地域生活支援拠点の運用状況の検証、検討	1回/年以上

※目標数値を設定

(4) 福祉施設から一般就労への移行及び定着（継続・新規）(P90)

■第6期計画の目標設定

	項目	数値	考え方
第6期計画	福祉施設から一般就労への移行者数	18人	令和元年度時点の一般就労への移行者数の1.3倍に、第5期計画の未達成分を加える
	就労移行支援事業利用者数	8人	
	就労継続支援A型事業利用者数	6人	
	就労継続支援B型事業利用者数	4人	
	就労定着支援事業利用者	7割以上	国の方針に基づく

※各項目に目標数値を設定

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等（継続・新規）(P91)

■第6期計画の目標設定

	項目	目標
第6期計画	児童発達支援センター数	1箇所
	難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	検討
	保育所等訪問支援の提供ができる事業所	1箇所
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所
	重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1箇所
	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	整備

※国の指針に新たに設定された難聴児支援体制について検討を進める

(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規）(P92)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。 ○総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
亀岡市の方針	多様化する相談や専門性を要する相談に対応するため、相談支援事業所による協議の場を充実するとともに、今後の国の動向を鑑みながら総合的・専門的な相談支援を実施するための中核的役割について検討する。

■第6期計画の目標設定

	項目	目標
第6期計画	障がいのある人が生涯にわたり利用できる、より総合的・専門的な相談支援を実施する機関	1箇所

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みにかかる体制の構築

(新規) (P93)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。 ○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数 ○障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
亀岡市の方針	○障害者総合支援法の具体的な内容の理解を促進する観点から都道府県が実施する研修に市職員も含め積極的な参加を促すよう支援に務める。 ○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、市内の事業所を中心に共有できる体制の設置について、検証、検討する。

■第6期計画の目標設定

	項目	目標
第6期計画	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加人数	5人/年
	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を市内の事業所を中心に共有する体制	検討

(8) 発達障がい者等に対する支援（新規）(P94)

■第6期計画における国の指針と本市の方針の考え方

国の指針 (第6期計画)	○現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
亀岡市の方針	○発達障がい児者及びその家族に対し、現行のペアレントトレーニング等による支援を継続するとともに、支援体制の構築について検討する。

■第6期計画の目標設定

	項目	目標
第6期計画	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人以上／年

3 各種サービスの実情と見込み量 (P95~)

- ✧ 直近の利用見込（令和2年度見込）と過去3箇年の利用推移より、令和3年度から令和5年度の見込み値を修正。